

【件名】居住地から 100km 以上の移動について

●5 月 11 日から外出制限が段階的に解除されていますが、原則として居住地から直線距離 100km 以上の移動に関しては、限定的なやむを得ない理由がある場合に限り、証明書の携行が必要です。

●やむを得ない理由等による 100km 以上の移動をする際の移動証明書は下記サイトからダウンロードした書面または電子媒体として作成する必要があります。また、1 年以内に発行された居住地を証明する書類（住所が記載された公共料金等の請求書など）及びやむを得ない理由を正当化できる書類も併せて携行する必要があります。

●100km 以上の移動であっても、居住地の県内なら許可されており証明書は必要ありませんが、コントロールの際に説明できるように、居住地を証明する書類を携行してください

1 100km 以上を移動する際のやむを得ない理由は以下（１）～（７）の場合に限られており、証明書の携行が必要です。証明書は、下記サイトから移動証明書をダウンロードした書面または電子媒体として作成の上、提示してください。また、1 年に以内に発行された居住地を証明する書類（住所が記載された公共料金等の請求書など）及びやむを得ない理由であることを正当化できる書類も併せて携行する必要があります。

<https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Deconfinement-Declaration-de-deplacement>

- （１）居住地と職業活動実施場所との間の移動、延期できない通勤移動。
- （２）居住地・教育施設間の移動であり、就学者又は就学者の付き添い者によるもの、試験を受けるために必要な移動。
- （３）診察、相談、専門的ケアのための移動であり、遠隔実施や自宅付近で確保されないもの。
- （４）家族のためのやむを得ない移動、脆弱な人々のサポート、保育のためのもの。
- （５）警察当局又は司法当局によって課された義務による移動で、国家警察、憲兵隊、その他公共機関又は専門家に出頭、訪問等する義務から生じる移動。
- （６）行政裁判所または司法当局からの召喚状に起因する移動。
- （７）行政当局の要請により、指定された条件の下で公共目的のミッションに参加することを唯一の目的とする移動。

2 下記サイトから出発地からの 100km を検索することができます。

<https://www.geoportail.gouv.fr/carte>

(検索方法)

(1) 右側にあるレンチマークを選択の上, メニューにある Mesures をクリックしてから Calculer une isochrone をクリックする。

(2) Depart の欄に出発地(自宅など)の住所を入力する。(自動選択となるため入力方法に注意が必要)

(3) REINITIALISER の下にある isodistance を選択し, Distance の欄に 100 を入力する。

(4) 下部にある CALCULER にクリックすると周囲を測って 100km を表示する。

このメールは, 在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号: 03-8852-8500

(フランス国外からは(+33) 3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は, 以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(了)